

吉川市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

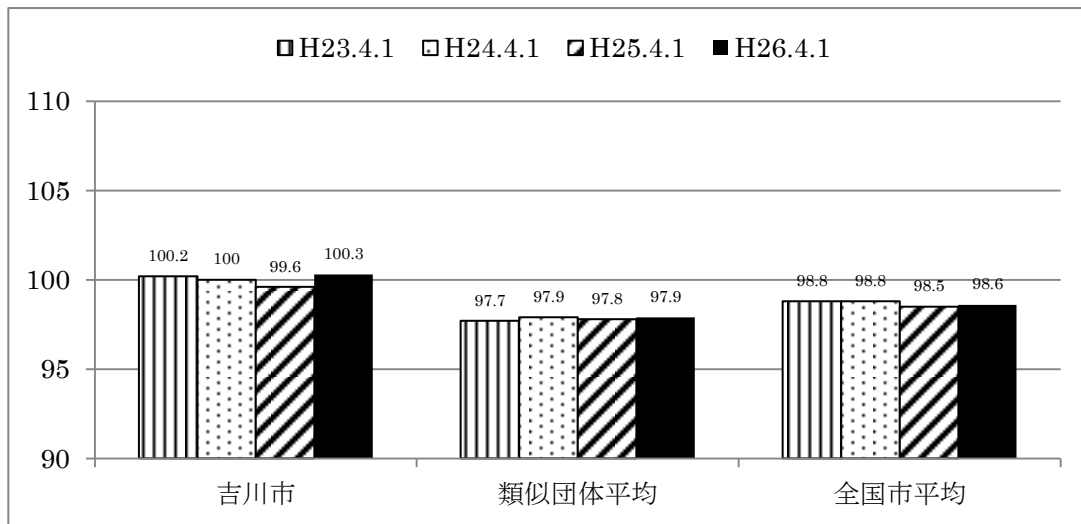
区分	住民基本台帳人口 (平成27年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成24年度の 人件費率
平成 25年度	人 69,871	千円 18,587,279	千円 622,038	千円 3,152,080	% 17.0	% 15.2

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり給与費 B/A	(参考) 類似団体平均一 人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成 25年度	人 349	千円 1,251,787	千円 264,830	千円 487,232	千円 2,003,849	千円 5,742	千円 5,815

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 平成26年4月1日のラスパイレース指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み主に職員構成が国と異なることによる。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 **未実施**]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施予定時期）平成27年7月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.98%引下げ。但し、引下げによる緩和のための経過措置として、平成30年3月31日までの間、平成27年6月30日に受けていた給料月額を下回る場合はその差額を支給する現給保障を行う。

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準6%に対し、吉川市においても6%を支給。

（実施予定時期）平成27年7月1日より実施予定。段階的に支給割合を引上げることとし、平成27年度は4%。

（参考）

	平成26年度の 支給割合	見直し後の支給 割合（H30.4.1）	平成27年度の 支給割合
国基準による支給割合	3%	6%	4%
吉川市の支給割合	3%	6%	4%

③ その他の見直し内容

（内容）

55歳超の課長級以上職員に実施している給与（給料月額、地域手当、期末・勤勉手当、管理職手当）の1.5%減額支給措置の期間を平成30年3月31日までとし、その後廃止する。

管理職手当の支給額を以下のとおり改定する。

職級	改定前	改定後
部長級	67,500円	70,000円
副部長級	50,000円	60,000円
課長級	45,000円	50,000円
課長補佐級	30,000円	40,000円

（実施予定時期）平成27年7月1日

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成26年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
吉川市	41.7 歳	325,613 円	395,462 円	390,762 円
埼玉県	43.6 歳	342,094 円	431,166 円	387,979 円
国	43.5 歳	335,000 円	—	408,472 円
類似団体	42.6 歳	322,632 円	389,653 円	357,265 円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
吉川市	56.7 歳	31 人	351,432 円	390,954 円	390,549 円	—	—	—	—
うち清掃職員	55.9 歳	4 人	361,575 円	433,220 円	398,486 円	廃棄物処理業	44.7 歳	288,100 円	1.5
うち学校給食員	57.5 歳	11 人	349,127 円	372,986 円	369,288 円	調理師	42.6 歳	257,600 円	1.4
うち用務員	59.6 歳	3 人	312,233 円	325,434 円	325,434 円	用務員	54.3 歳	199,300 円	1.6
埼玉県	54.3 歳	380 人	351,799 円	405,429 円	388,945 円	—	—	—	—
国	50.1 歳	3,119 人	287,992 円	—	326,611 円	—	—	—	—
類似団体	49.7 歳	34 人	316,350 円	352,255 円	336,838 円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
吉川市	—	—	—
うち清掃職員	6,766,908円	3,939,100円	1.72
うち学校給食員	6,056,087円	3,450,800円	1.75
うち用務員	5,473,222円	2,747,000円	1.99

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（平成23～25年の3ヶ年平均）。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（平成26年4月1日現在）

区 分		吉 川 市	埼 玉 県	国
一般行政職	大学卒	178,800 円	178,800 円	172,200 円
	高校卒	149,800 円	144,500 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	149,800 円	146,700 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成26年4月1日現在）

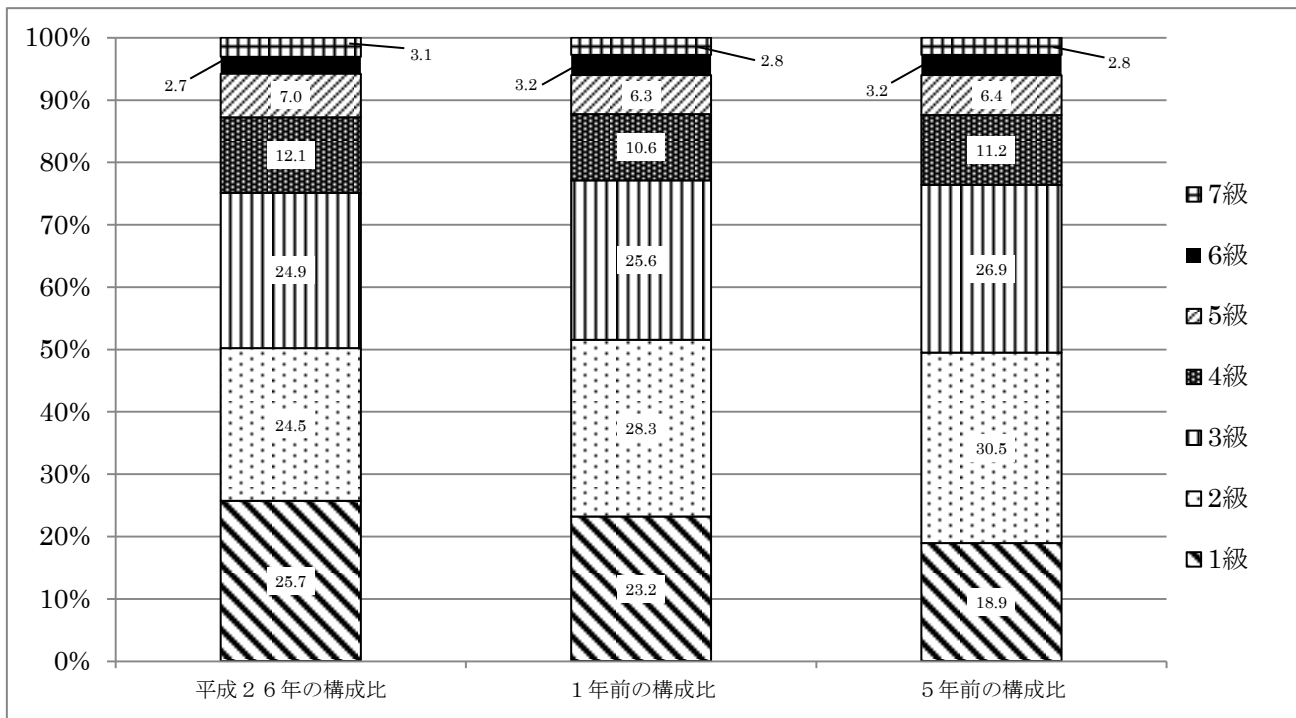
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	297,155 円	378,479 円	383,740 円	422,920 円
	高校卒	256,925 円	359,833 円	361,500 円	416,850 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成26年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事の職務又はこれに相当する職務	66人	25.7%	135,600円	293,200円
2 級	主任の職務又はこれに相当する職務	63人	24.5%	222,900円	362,700円
3 級	係長、主査、高度の知識及び経験を必要とする業務を処理する主任副主査の職務又はこれに相当する職務	64人	24.9%	261,900円	408,300円
4 級	副主幹、課長補佐の職務又はこれに相当する職務	31人	12.1%	289,200円	421,400円
5 級	政策室主幹、主幹、課長の職務又はこれに相当する職務	18人	7.0%	320,600円	443,400円
6 級	次長、副参事の職務又はこれに相当する職務	7人	2.7%	366,200円	477,200円
7 級	参事、室長、部長の職務又はこれに相当する職務	8人	3.1%	413,000円	499,900円

- (注) 1 吉川市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成19年4月1日から給与構造改革を実施し、勤務成績の反映を適切に行うため、これまでの1号給の昇給幅を4分割した給料表に切り替えています。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

吉 川 市	埼 玉 県	国
1人当たり平均支給額 (25年度) 1,410 千円	1人当たり平均支給額 (25年度) 1,615 千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への勤務成績の反映状況 (一般行政職)

課長補佐級以上の職員について、勤務評定の結果により5段階に評価し、成績率を決定しています。

(2) 退職手当（平成26年4月1日現在）

吉 川 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62月分	27.025月分	勤続20年	21.62月分	27.025月分
勤続25年	30.82月分	36.57月分	勤続25年	30.82月分	36.57月分
勤続35年	43.7月分	52.44月分	勤続35年	43.7月分	52.44月分
最高限度額	52.44月分	52.44月分	最高限度額	52.44月分	52.44月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2~30%加算)			定年前早期退職特例措置(2~45%加算)		
1人当たり平均支給額 12,887千円 23,725千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（平成25年度決算）		43,036千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）		112千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
吉川市	3%	全職員	3%

(4) 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（平成25年度決算）		1,481千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）		4千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成25年度）		28.1%		
手当の種類（手当数）		9		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（平成25年度決算）	左記職員に対する支給単価
市税等滞納処分手当	収納課、国保年金課職員	市税等の滞納処分のため、調査、差押、公売等の業務に従事したとき	42千円	日額400円
死亡人取扱手当	社会福祉課職員	死亡人の取扱をしたとき	-	1件当たり3,000円
防疫作業手当	農政課職員	感染症の患者又はその疑いのある患者の救護、消毒等の防疫作業又は病原体に汚染された物件等の処理作業に従事したとき 感染症の病原体を有する家畜又はその疑いのある家畜に対する防疫作業に従事したとき	-	日額400~1,000円
死亡動物取扱手当	環境課職員	路上等において死亡した動物の処理扱いをしたとき	-	1回につき400円
災害出動手当	全職員	風災害、震災、雪害に関し、現場業務に従事したとき	77千円	日額500円
土木及びじんかい作業手当	道路公園課、環境課職員	現場職員として、土木作業又はじんかい作業に従事したとき	1,052千円	日額500円
バス運転業務手当	財政課職員	大型バス又はマイクロバスの運転業務に従事したとき	79千円	日額500円
社会福祉業務手当	社会福祉課職員	生活保護に関する現場業務に	208千円	日額200円

		従事したとき 精神障害者又はその疑いのある者に対する相談、指導等の業務に従事したとき		
ボイラー業務手当	給食センター職員	ボイラー技師の資格を有する者がボイラー取扱業務に従事したとき	25 千円	日額100円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成25年度）	126,500 千円
職員1人当たり平均支給年額 （平成25年度決算）	329 千円
支給実績（平成24年度）	135,734 千円
職員1人当たり平均支給年額 （平成24年度決算）	424 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（平成26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （平成25年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （平成25年度決算）
扶養手当	①配偶者13,000円②配偶者以外6,500円（満16歳～22歳未満の子1人につき5,000円加算、配偶者がいない場合はそのうち1人は11,000円）	同じ	—	39,483 千円	227 千円
住居手当	①借家等居住者：家賃学に応じて支給（最高27,000円）②持家居住者：4,500円（新築等から5年間5,500円）	異なる	持家居住者の支給額	26,151 千円	128 千円
通勤手当	①交通機関（電車等）利用者：6月定期券等相当額②交通用具（自動車等）利用者：距離に応じた定額（3,000円～31,600円）	異なる	支給額	20,672 千円	76 千円
管理職手当	課長補佐級以上の職員に支給（月額30,000円～67,500円）	異なる	支給額	33,576 千円	436 千円

5 特別職の報酬等の状況（平成26年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 区 町 村 長	845,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額 1,000,000 円 / 440,000 円	
	副 市 町 村 長	715,000 円	830,000 円 / 375,000 円	
報 酬	議 長	431,000 円	698,000 円 / 310,000 円	
	副 議 長	376,000 円	620,000 円 / 245,000 円	
	議 員	353,000 円	560,000 円 / 222,000 円	
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(平成25年度支給割合) 3.95 月分		
	議 長 副 議 員	(平成25年度支給割合) 3.95 月分		
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式) 給料月額×在職月数×35÷100×1.15	(1期の手当額) 16,325,400円	(支給時期) 任期毎
	副 市 町 村 長	給料月額×在職月数×21÷100×1.15	8,288,280円	任期毎
	備 考			

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

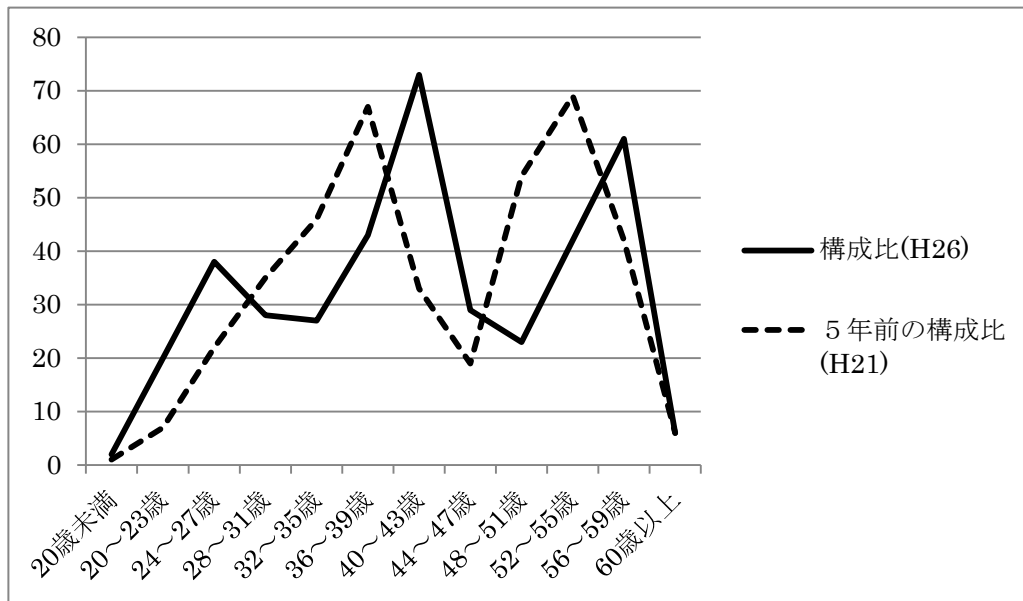
6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

部 門		区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		平成25年	平成26年	平成25年	平成26年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	5	5	0	マイナンバー準備及び庁舎整備に伴う業務増 農政職員の減	
		総 務	84	86	2		
		税 務	29	29	0		
		民 生	82	82	0		
		衛 生	28	28	0		
		労 働	1	1	0		
農 林 水 産		9	8	▲ 1			
商 工	4	4	0				
	土 木	47	47	0			
	計	289	290	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 42.25 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 53.52 人)		
	教育部門	60	57	▲ 3	調理員の欠員不補充		
	小 計	349	347	▲ 2	<参考> 人口1万人当たり職員数 50.55 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 71.79 人)		
公 営 企 業 計 等 部 門	水 道	13	12	▲ 1	水道職員の減		
	下 水 道	9	9	0	国民健康保険の業務増		
	そ の 他	23	24	1			
	小 計	45	45	0			
合 計		394	392	▲ 2	<参考> 人口1万人当たり職員数 57.11 人		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成26年4月1日現在)



区 分	20歳 未 満	20歳 } 23歳	24歳 } 27歳	28歳 } 31歳	32歳 } 35歳	36歳 } 39歳	40歳 } 43歳	44歳 } 47歳	48歳 } 51歳	52歳 } 55歳	56歳 } 59歳	60歳 以上	計
職員数	2人	20人	38人	28人	27人	43人	73人	29人	23人	42人	61人	6人	392人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年 度	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	過去 5 年間の 増減数 (率)
一般行政	281	283	283	283	289	290	9 (3.2%)
教育	77	64	66	66	60	57	-20 (-26.0%)
普通会計計	358	347	349	349	349	347	-11 (-3.1%)
公営企業等会計計	43	45	45	46	45	45	2 (4.7%)
総合計	401	392	394	395	394	392	-9 (-2.2%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率
25年度	千円 1,361,545	千円 50,473	千円 106,864	% 7.84	% 8.23

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)一般市平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 13	千円 50,457	千円 9,134	千円 19,707	千円 79,298	千円 6,100	千円 6,123

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成26年3月31日現在の人数である。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成26年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
吉 川 市	46.2 歳	349,625 円	508,323 円
団 体 平 均	45.0 歳	342,822 円	509,358 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

吉 川 市	団 体 平 均
1人当たり平均支給額（平成25年度） 1,516 千円	1人当たり平均支給額（平成25年度） 1,456 千円
(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	—
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	—

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成26年4月1日現在）

吉 川 市			団 体 平 均
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	
勤続20年	21.62月分	27.025月分	
勤続25年	30.82月分	36.57月分	
勤続35年	43.7月分	52.44月分	
最高限度額	52.44月分	52.44月分	—
その他の加算措置			
定年前早期退職特例措置（2～30%加算）			
1人当たり平均支給額			
	-	-	

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（平成25年度決算）			1,586 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）			122 千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
吉川市	3 %	13 人	3 %

エ 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（平成25年度決算）		2,000 円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）		154 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成25年度）		30.8 %		
手当の種類（手当数）		2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する支給 単価
料金滞納金徴収 手当	水道課職員	水道料金滞納者の住所 において、給水停止処 分業務に従事したとき	-	日額400円
災害出勤手当	水道課職員	風災害、震災、雪害に 関し、現場業務に従事 したとき	2 千円	日額500円

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成25年度）	2,665 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	205 千円
支給実績（平成24年度）	1,999 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）	181 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	①配偶者13,000円②配偶者以外6,500円(満16歳～22歳未満の子1人につき5,000円加算、配偶者がいない場合はそのうち1人は11,000円)	同じ	—	2,402 千円	343 千円
住居手当	①借家等居住者：家賃学に応じて支給（最高27,000円）②持家居住者：4,500円(新築等から5年間5,500円)	同じ	—	498 千円	71 千円
通勤手当	①交通機関（電車等）利用者：6月定期券等相当額②交通用具（自動車等）利用者：距離に応じた定額（3,000円～31,600円）	同じ	—	730 千円	66 千円
管理職手当	課長補佐級以上の職員に支給（月額30,000円～67,500円）	同じ	—	1,252 千円	313 千円